

あいあーるの規約

(平成24年1月1日より適用)

この規約をよく読み十分納得した上加入申込をしてください。

株式会社あいあーる（以下「あいあーる」という）と、あいあーるメンバーズシステム加入申込者（以下「加入者」という）とは、下記の定めるところによりあいあーるメンバーズシステム利用契約（以下「契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

この契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭及び第三役務に備え、所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、加入者は冠婚葬祭及び第三役務の提供について権利を取得し、あいあーるは加入者の請求により、冠婚葬祭及び第三役務の役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条（目的の範囲）

目的の範囲を、次のとおりとします。

- （1） 婚礼（結婚披露宴を含む）のための施設の提供、衣裳の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ
- （2） 葬儀のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれらに付随する物品の給付並びにその取次ぎ
- （3） 上記（1）、（2）の冠婚葬祭に付随する通過儀式（七五三、成人式、法事等）に係わる役務サービス等の提供（第三役務）

第3条（加入の申込）

- （1） あいあーるに加入希望の方は、あいあーるの定めるところにより申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込みになれば加入できます。その際申込者には、ご加入に先立ち、あいあーるは、規約を説明してお渡します。
- （2） あいあーるは、前項の加入申込書により所定の加入手続きを行い、あいあーるメンバーズシステムの加入者で

あることを証する加入者証（あいあーるカード）を加入者にお渡しいたします。加入者証（あいあーるカード）は役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。前項の予約金は月掛金に充当いたします。

- （3） 加入者証（あいあーるカード）は、加入者の承諾により家族の方どなたでも使用することができます。
- （4） 加入者と支払者が異なる場合は、あいあーるメンバーズシステムに関する権利はすべて加入者に属するものといたします。

第4条（加入者の名義変更）

- （1） 加入者の申出による名義変更

加入者の申出による名義変更（利用権、解約払戻金請求権を含みます）については、あらかじめあいあーるの承諾を得て変更することができます。手続の際には、加入者証（あいあーるカード）及び加入者、譲受人双方の印鑑が必要です。なお、この変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。この場合、名義変更手数料として525円（消費税込）を申し受けます。

- （2） 相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証（あいあーるカード）及び相続人を確認するための書類（名義変更に係る責任等を明確にした書類など）をご提出いただくとともに相続発生の実事を確認するための書類（除籍謄本、戸籍謄本）をご提示いただくことにより可能です。この場合、名義変更手数料として525円（消費税込）を申し受けます。

なお、相続人が解約を申し入れる場合も、（事前に）名義変更手続きを行っていただく必要があります。

第5条（契約金額、月掛金の額、支払方法等）

- (1) 契約金額、月掛金の額、支払方法等は、つぎのとおりといたします。

| コース | 契約種目 | 契約金額 | 月掛金の額 | 回数 | 支払方法 支払期日 |
|-------------|-----------------|----------|--------------|------|--------------------|
| 36万円 コース | あいあーる プラン180 | 360,000円 | 毎月 2,000円 | 180回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| | あいあーる プラン120 | 360,000円 | 毎月 3,000円 | 120回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| | あいあーる プラン90 | 360,000円 | 毎月 4,000円 | 90回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| | あいあーる プラン72 | 360,000円 | 毎月 5,000円 | 72回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| 24万円 コース | あいあーる 24 | 240,000円 | 毎月 2,000円 | 120回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| 12万円 コース | あいあーる 12 | 120,000円 | 毎月 2,000円 | 60回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| 4万円 コース | ファミリー プラン20 | 40,000円 | 毎月 2,000円 | 20回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |
| 10万円 コース | ファミリー プラン50 | 100,000円 | 毎月 2,000円 | 50回 | 自動振替 金融機関の指定する日 |

但し、施行時に消費税相当額をお預かりします。消費税を含む支払総額は
あいあーるプラン180 378,000円、あいあーるプラン120 378,000円
あいあーるプラン 90 378,000円、あいあーるプラン 72 378,000円
あいあーる 24 252,000円、あいあーる 12 126,000円
ファミリープラン 20 42,000円、ファミリープラン 50 105,000円
となります。

- (2) 金融機関が休日の場合は、翌日の振替となります。
また、通常の加入者が預金不足等により入金遅延の場合は翌月に遅延分を含めての振替となります。

第6条（住所変更等の届出）

加入者が、住所その他連絡先を変更された場合には、速やかにあいあーるに届出てください。なお、この届出を怠った場合には、あいあーるが知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。また、連絡先等が変更となり、あいあーるに届出が無い場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

第7条（加入者証の再発行）

加入者証（あいあーるカード）を紛失されたときは、加入者からその旨の届出があれば再発行いたします。この場合、旧加入者証は、無効とします。なお、再発行の手数料として525円（消費税込）を申し受けます。

第8条（領収証の発行）

月掛金のお支払いの都度、あいあーるは所定の領収証を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その受

領書を以て、また、銀行等口座振替の場合は、通帳への記載を以て領収証に代えさせていただきます。

第9条（役務サービス等の内容）

契約金額に対し、あいあーるが提供する役務サービス等の内容は「別表①」とおりとし、いずれの場合にも1口につき1施行に限り、ご利用ができます。

第10条（役務サービス等の提供）

- (1) あいあーるは、加入者がこの規約に基づく契約が成立した日から、180日を経過した日以降であれば、加入者との打合せによる取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。但し、契約成立の日から180日を経過していない場合でも、契約金額の10.5%に相当する早期利用費をお支払いいただければ、役務を提供いたします。

利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家族内で利用（又は行使）できます。なお、登録された家族の利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。

- (2) 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。その際本人確認書類のご提示をいただく場合があります。

また、お亡くなりになった加入者のための葬儀にかかわる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証のご提出があった場合に提供します。

この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。

- (3) 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。
- (4) 婚礼・葬儀のコースを契約した方が第三役務のコースをご利用される場合又は第三役務のコースを契約した方が婚礼・葬儀のコースをご利用される場合は、次の方法により提供します。

1 第2条（1）（2）の役務サービス等に係る契約をされた加入者が、同条（3）に係る役務サービス等の利用を希望される場合は、ご利用される金額について別途補填していただくことによりご利用いただけます。この場合、当初の契約に基づく役務サービス等の提供は、引き続き受けられます。

2 第2条の（3）の役務サービス等に係る契約をされた加入者であっても、ご利用される金額の不足分を別途お支払いいただくことにより、同条（1）（2）に係る役務サービス等の利用することができます。

第 11 条 (契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期)

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となってもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上のコースの役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、あいあーはその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。

但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第 12 条 (月掛金終了後の取扱い)

あいあーは、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には書面により終了したことを通知します。

なお、月掛金の支払い終了後もこの契約に定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用権は保存されます。

第 13 条 (営業保証金等の前受金保全措置)

あいあーは、割賦販売法に基づき加入者からお預かりした月掛金残高の 1 / 2 に相当する額について次の機関と営業保証金の供託及び前受業務保証金の供託委託契約を締結しています

営業保証金供託先

仙 台 法 務 局

仙台市青葉区春日町 7 - 25

前受業務保証金供託委託契約受託者

互 助 会 保 証 ㈱

東京都港区虎ノ門 5 丁目 13 番 1 号 40MTビル

但し、上記の機関については、あいあーの都合により変更する場合がありますので、ご確認の際には、当社相談窓口まで直接お問い合わせください。

第 14 条 (ご利用後の月掛金の取扱い)

(1) 加入者が月掛金の完納前に、この契約により利用された場合の月掛金残金は、第 5 条によりお支払いを継続していただきますが、この場合は連帯保証人を立てていただきます。

(2) この契約により、利用された後の月掛金残金のお支払いが、通算して 2 回分滞納し、書面を以て催告してもなお 20 日以上お支払いがないときは、分割払いの権利がなくなり、あいあーの指定する期限までに月掛金残金を一括してお支払いいただきます。

第 15 条 (移 籍)

(1) 加入者が、あいあーの営業地域外に転居された場合、その転居地を営業地域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により (掛金の支払回数が 12 回以上) 移籍の手続きをします。

但し、移籍後は、移籍先互助会の現行規約に従っていただくこととなります。

なお、あいあーが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

(2) 加入者保護のため、「互助会加入者役務保証機構」に加盟している他の互助会が、加入者が当初加入した互助会の契約上の権利・義務を継承し、役務サービス等の提供を行う場合があります。

この場合、移籍先互助会の現行規約に従っていただくこととなります。

なお、あいあーが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第 16 条 (加入者の権利保護)

あいあーが、割賦販売法第 27 条 (前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払を停止したとき) に該当することとなった場合は、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に設置された「互助会加入者役務保証機構」に加盟している他の互助会に移籍されて移籍先互助会の現行規約に従って役務サービス等の提供を受けることができます。又は、加入者が他の互助会に移籍をされない場合には、月掛金残高について第 13 条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第 17 条 (契約の解除)

(1) 加入者の都合により、月掛金を所定の支払時期より 4 ヶ月以上滞納し、かつあいあーが、20 日以上の期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いが無いときは、この契約の効力は失効します。

この場合には、加入者は月掛金残高から所定の手数料 (契約の締結及び履行のために通常要する費用) を差し引いた解約払戻金 (本条第 3 項記載の解約払戻金額表参照) をあいあーに請求することができます。

なお、解約払戻金を請求する権利は、契約が失効した時から 5 年間請求がない場合には消滅します。

(2) この互助会契約は、加入者の申出により解約することができます。解約とは、役務サービス等の提供前の契約の取消し、解約日とは、第4項の書類の提出があった日を言います。

(3) あいあーるは、加入者の月掛金残高から所定の手数料を差し引いた次の払戻金表の金額を、本条第1項の場合は契約解除の日から、本条第2項の場合は解約の申出のあった日からそれぞれ45日以内に原則として加入者本人の口座に振り込みいたします。

但し、第2条(1)(2)の役務サービス等に係る契約をされた加入者が同条(3)に係る役務サービス等を利用された場合の解約払戻金は、当初の契約金額で算出した払戻金から、利用された役務サービス等の金額で算出された払戻金を差し引いた金額となります。

なお、生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約については、月掛金残高全額を加入者本人に直接お返しいたします。

別表② 解約払戻金額表

契約金額 360,000円

| | | | | | | |
|--|------|-------|--------|--------------|--------------|--------------|
| あいあーる プラン72 (5,000円 × 72回) | 掛金回数 | 1～4回 | 5回 | 6回 | 7回以降 | 72回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 4,700円 | 9,450円 | 4,750円 加算 | 322,950円 |
| あいあーる プラン90 (4,000円 × 90回) | 掛金回数 | 1～5回 | 6回 | 7回 | 8回以降 | 90回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 3,450円 | 7,200円 | 3,750円 加算 | 318,450円 |
| あいあーる プラン120 (3,000円 × 120回) | 掛金回数 | 1～6回 | 7回 | 8回 | 9回以降 | 120回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 200円 | 2,950円 | 2,750円 加算 | 310,950円 |
| あいあーる プラン180 (2,000円 × 180回) | 掛金回数 | 1～10回 | 11回 | 12回以降 | 180回 (完納) | |
| | 払戻金額 | 0円 | 700円 | 1,800円 加算 | 304,900円 | |

契約金額 240,000円

| | | | | | |
|--------------------------------------|------|------|------|--------------|--------------|
| あいあーる 24 (2,000円 × 120回) | 掛金回数 | 1～8回 | 9回 | 10回以降 | 120回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 600円 | 1,800円 加算 | 200,400円 |

契約金額 120,000円

| | | | | | |
|-------------------------------------|------|------|---------|--------------|-------------|
| あいあーる 12 (2,000円 × 60回) | 掛金回数 | 1～6回 | 7回 | 8回以降 | 60回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 16,000円 | 1,800円 加算 | 97,000円 |

契約金額 40,000円

| | | | | | |
|--|------|------|--------|--------------|-------------|
| ファミリー プラン20 (2,000円 × 20回) | 掛金回数 | 1～3回 | 4回 | 5回以降 | 20回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 1,000円 | 1,800円 加算 | 29,800円 |

契約金額 100,000円

| | | | | | |
|--|------|------|------|--------------|-------------|
| ファミリー プラン50 (2,000円 × 50回) | 掛金回数 | 1～5回 | 6回 | 7回以降 | 50回 (完納) |
| | 払戻金額 | 0円 | 800円 | 1,800円 加算 | 80,000円 |

(4) 解約手続は、ご本人確認のため、原則としてあいあーるで行います。

1 必要書類は、自署による解約申込書、加入者証、原則として本人の印鑑(加入申込書に押印した印鑑)又は振替口座の印鑑等が必要です。

2 本人確認として、原則として次のもののうち、いずれか一つが必要です。

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳
日本国旅券

(5) 代理人等による解約申立てについては、加入者本人にその意思を確認させてもらうことがあります。

第18条(損害賠償の額)

加入者は、あいあーるが割賦販売法第27条(前受保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を停止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払を停止したとき)に該当することとなったとき、又は「この約款に基づく役務を提供することができなくなったとき等」契約の目的を果たせなくなったときは、この契約を解約することができます。

この場合、あいあーるは加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅延なく加入者に金銭でお支払いします。

第19条(営業地域)

あいあーるが役務の提供を行う営業地域は、仙台市、多賀城市、塩釜市、七ヶ浜町、利府町、富谷町、大和町、大崎市三本木、大衡村、色麻町、亶理町、名取市、岩沼市地域とします。

第20条（お問い合わせのご相談窓口）

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っておりますので、ご相談ください。

㈱あいあーる 相談室

仙台市青葉区錦町 1-6-34

☎ 022-227-3336

相談日…月曜日から金曜日（ただし、祝祭日を除く）
また、下記のとおり㈱全日本冠婚葬祭互助協会に消費者相談センターが設けられておりますので、お気軽にご相談ください。

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

消費者相談センター

（住所）東京都港区新橋 1-18-16

日本生命新橋ビル 9階

☎ 0120-03-4820

第21条（個人情報の取得・利用に関すること）

当社は、本規約に基づく互助会契約に係る施行・宣伝印刷物の送付等営業案内・冠婚葬祭及び第三役員に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・E-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ文書により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第22条（第三者提供に関すること）

（1）当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（2）次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個

人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

- 1 業務委託に伴う個人情報の委託（前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。）
- 2 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）
- 3 個人情報を共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

第23条（宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること）

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。

停止のお申し出は、第25条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡下さい。

第24条（個人情報の開示・訂正・削除に関すること）

加入者は、当社に対して、加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

開示・訂正・削除等のお申し出は、第25条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡下さい。

第25条（個人情報に関するお問い合わせ）

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社経理部管理課次長までお願いします。

㈱あいあーる（経理部 管理課次長）

〒980-0012 仙台市青葉区錦町 1-6-34

☎ 022-227-3336

監修日：平成23年12月15日

監修番号：2-03409

適用日：平成24年1月1日

婚礼

女子会員の場合

| セット内容 | | 36万円コース |
|----------|--|-----------------|
| 新婦衣裳 | 白 無 垢/打掛一揃え・草履・小物一式 色 打 掛/打掛一揃え・草履・小物一式 本 振 袖/打掛一揃え・草履・小物一式 ウェディングドレス/ドレス・パニエ・ベール・靴・ネックレス・イヤリング・手袋・ヘッドドレス・小物一式 カラードレス/ドレス・パニエ・ベール・靴・ネックレス・イヤリング・手袋・ヘッドドレス・小物一式 | うち、二点 30万円相当 |
| 美容・着付 | 式服の美容・着付け | ○ |
| ブライダルエステ | フェイス&デコルテ3回分 | ○ |
| 記念写真 | 新婦式服お一人写し カラー婚礼判(六ツ切)台紙付3枚一組 新婦お色直しお一人写し カラー婚礼判(六ツ切)台紙付3枚一組 | ○ |
| 介添え料 | 挙式から披露宴まで | ○ |
| ブライズルーム | 新郎新婦専用控室 | ○ |

- ・会員の方にはご家族のお衣裳、および契約外の花嫁衣裳も会員価格で提供いたします。
- ・ご利用は、専属指定式場〈パレスへいあん〉です。

婚礼

男子会員の場合

| セット内容 | | 36万円コース |
|--------|--|---------|
| 挙式 | 指定式場における挙式料 | 5万円相当 |
| 式服 | 紋服一式 or テールコート一式 | 15万円相当 |
| お色直し | タキシード一式 | |
| 着付け | 式場における着付け | ○ |
| 挙式スナップ | 挙式アルバム仕上げ | ○ |
| 集合写真 | カラー婚礼判(六ツ切)台紙付3枚一組 焼増し5枚 | ○ |
| 記念写真 | 新郎新婦二人写し カラー婚礼判(六ツ切)台紙付3枚一組 お色直し二人写し カラー婚礼判(六ツ切)台紙付3枚一組 | ○ |
| 記念写真焼増 | ポーズを問わず 5枚 | ○ |
| お席料 | 披露宴会場における席料(50名まで) | ○ |
| お席札 | お席札および筆耕料(50名まで) | ○ |
| 控え室 | 指定式場における控室 | ○ |
| 演出 | キャンドルサービス/コーディネートなど | 5万円相当 |
| 招待状一式 | 50セット | ○ |

- ・会員の方にはご家族のお衣裳も会員価格で提供いたします。
- ・ご利用は、専属指定式場〈パレスへいあん〉です。

婚礼

セレモニー・セットの場合

| セット内容 | | | 36万円コース |
|-----------------------|-------|----------------------|-----------|
| 大 聖 堂 挙 式 | 挙式 | サントステファーン大聖堂挙式一式 | ○ |
| | 介添え | | × |
| | 衣裳 | 新郎新婦式服衣裳合わせて | 20万円相当 |
| | 美容着付 | 新郎新婦式服合わせて | ○ |
| | ブーケ | ブーケ&ブートニア | 28,000円相当 |
| | お引き上げ | 婚礼メイク落とし（ヘアセット含む） | ○ |
| | 家族衣裳 | | × |
| | 写真 | カラー婚礼判〔六切り〕2枚一組 1ポーズ | ○ |

| | | | |
|-----------------------|--------|----------------------|--------|
| 神 前 式 挙 式 | 挙式 | 出雲大社“八雲の宮”挙式一式 | ○ |
| | 介添え | 挙式から披露宴まで | ○ |
| | 衣裳 | 新郎新婦式服衣裳合わせて | 25万円相当 |
| | 美容着付 | 新郎新婦式服合わせて | ○ |
| | 鬘（カツラ） | かつら | ○ |
| | お引き上げ | 婚礼メイク落とし（ヘアセット含む） | ○ |
| | 家族衣裳 | モーニング・留袖・略礼服 | 3万円相当 |
| | 写真 | カラー婚礼判〔六切り〕2枚一組 1ポーズ | ○ |

- ・追加写真：30%割引提供
- ・会員の方にはご家族のお衣裳も会員価格で提供いたします。
- ・ご利用は、専属指定式場〈パレスへいあん〉です。

第三役務

| | | |
|--|---|---|
| お宮参り 40,000円コース (2,000円×20回) | | |
| 衣 | 裳 | 初着 |
| 衣 | 裳 | 色留袖、ヘアメイク、着付け、帯、長襦袢、帯揚げ、帯締 |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 七五三 40,000円コース (2,000円×20回) | | |
| 衣 | 裳 | 七五三衣裳 (男・女)、ヘアメイク、着付け 七歳は女子のみ |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 新入学 40,000円コース (2,000円×20回) | | |
| 衣 | 裳 | 色留袖、長襦袢、ヘアメイク、着付け、帯、帯揚げ、帯締 |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 卒業式 40,000円コース (2,000円×20回) | | |
| 衣 | 裳 | 女袴、着物、ヘアメイク、着付け、長襦袢、半巾帯、伊達襟 |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 成人式 (男性) 40,000円コース (2,000円×20回) | | |
| 衣 | 裳 | 紋付、袴 (羽織、長着、長襦袢、角帯、羽織紐)、草履、ヘアメイク、着付け |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 慶事祝宴 40,000円コース (2,000円×20回) 誕生、七五三、入園入学、卒園卒業、成人、結納、結婚記念、長寿 | | |
| お料理 | | 20,000円相当 |
| お衣裳 | | 貸衣裳1点 |
| 会場費 | | 会場使用料 |
| 記念写真 | | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 成人式 (女性) 100,000円コース (2,000円×50回) | | |
| 衣 | 裳 | 振袖、帯、長襦袢、帯揚げ、帯締伊達襟、着付け |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 金・銀婚式 100,000円コース (2,000円×50回) | | |
| 男性衣裳 | | 紋付、袴 (羽織、長着、長襦袢、角帯、羽織紐)、草履、着付け、又はモーニング一式 (上着、ベスト、ズボン、ネクタイ、サスペンダー、ポケットチーフ) |
| 女性衣裳 | | 留袖、帯、長襦袢、帯揚げ、帯締、着付け |
| 写 | 真 | カラー六つ切 1ポーズ2枚1組 (台紙付) |
| 結婚記念写真 100,000円コース (2,000円×50回) | | |
| 衣 | 裳 | 新郎新婦衣裳各1点 (25万円相当) |
| 美容着付 | | ヘアメイク、着付け |
| 写真 | | カラー六つ切 2ポーズ (1ポーズ2枚1組 台紙付) |
| お引き上げ | | 新婦のお引き上げ |
| レンタルブーケ | | 和装の場合、かつら一式 |
| 慶事祝宴 100,000円コース (2,000円×50回) 誕生、七五三、入園入学、卒園卒業、成人、結納、結婚記念、長寿 | | |
| お料理 | | 50,000円相当 |
| お衣裳 | | 貸衣裳1点 |
| 会場費 | | 会場使用料 |
| 記念写真 | | カラー六つ切 2ポーズ3枚1組 (台紙付) |
| 花 | 束 | 1束 |

○印は全てご利用できますが、×印又は下記以外については別途負担となります。

葬儀

| セット内容 | 36万円コース | 24万円コース | 12万円コース |
|-------------------|---------|---------------|---------|
| 祭壇 | 上級白木祭壇 | 白木祭壇 | × |
| 祭壇用生花 | ○ | ○ | × |
| 祭壇用供物 | ○ | ○ | × |
| ご焼香用品 | ○ | ○ | ○ |
| マイク音響設備 | ○ | ○ | × |
| 幕類 | ○ | ○ | × |
| 棺 | ○ | ○ | ○ |
| 仏衣 | ○ | ○ | ○ |
| 納棺用品 | ○ | ○ | ○ |
| ドライアイス(1日分) | ○ | ○ | ○ |
| 白木位牌 | ○ | ○ | ○ |
| 寝台車 (営業区域内一移送) | ○ | ○ | ○ |
| 霊柩車 (営業区域内一移送) | ○ | ○ (10キロまで) | × |
| 骨箱セット | ○ | ○ | ○ |
| 火葬場用生花 | ○ | ○ | ○ |
| 火葬場用供物 | ○ | ○ | ○ |
| 遺影写真(白黒・カラー) | ○ | ○ (白黒) | × |
| キャビネ写真 | ○ | ○ | × |
| 帳面類 | ○ | ○ | × |
| 受付事務用品 | ○ | ○ | × |
| 受付用備品 | ○ | ○ | × |
| 外飾り | ○ | ○ | × |
| 枕機一式 | ○ | ○ | ○ |
| 一輪花 | ○ | ○ | ○ |
| 枕花(一対) | ○ | ○ | ○ |
| 末期の水セット | ○ | ○ | ○ |
| 司会進行 | ○ | × | × |
| 手続き代行 死亡・火葬手続き | ○ | ○ | ○ |
| 後飾祭壇 | ○ | ○ | ○ |

※ 上記は仏式にて記載してありますが、神式、キリスト教式等のそれぞれの宗旨に応じた設営及び準備をさせていただきます。

※ 各会館の御利用もいただけますので、葬儀打合せ時にお申しつけ下さい。

※ 営業区域外の御遺体移送についてはご相談下さい。

第三役務

| 年忌法要 100,000円コース (2,000円×50回) | |
|-------------------------------|---|
| 祭壇 | ご自宅法要祭壇又は葬祭会館法要祭壇、祭壇設置準備一式 |
| 生花供物 | 祭壇用生花・供物果物一式、墓参用生花・供物果物一式 |
| 料理 | 法事料理(当社指定会場又はご自宅、お寺様への仕出しまたは引出物50,000円相当) |

クーリング・オフについて

- (1) 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面をあいあーの「お問合わせの相談窓口」（第20条参照）宛に発信した日（郵便消印日付など）から発生します。
なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
- (2) クーリング・オフを行った場合は、
 - 1 クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - 2 すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用はあいあーが負担します。
 - 3 互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
- (3) ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第3項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承下さい。）
- (4) 上記のクーリング・オフの行使を妨げるためにあいあーが不実のことを告げたことにより誤認し又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、あいあーから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

消費税についての取り扱い

この契約約款に係る消費税は、5%で表示しています。

(1) 消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。

(2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。

なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますので了承下さい。



あいあーる

経済産業大臣許可互第2002号 全日本冠婚葬祭互助協会加盟
明日の幸せと万一の備えに

(株) あいあーる

仙台市青葉区錦町一丁目6-34 ☎(022)227-3336(代)

中央営業所

仙台市青葉区錦町一丁目6-34 ☎(022)225-4762

広瀬営業所

仙台市青葉区錦町一丁目6-34 ☎(022)225-4762

宮城野営業所

仙台市青葉区錦町一丁目6-34 ☎(022)225-4762

泉営業所

仙台市泉区泉中央三丁目7-2 ☎(022)225-4762

パレスへいあん

仙台市青葉区本町一丁目2-2 ☎(022)265-5111(代)

平安祭典

仙台市青葉区郷六字館19 ☎(022)226-1122(代)

平安サプライ

仙台市青葉区郷六字館10 ☎(022)226-2822

セレモール 仙台

仙台市青葉区郷六字館22-1 ☎(022)226-2220(代)

セレモール 泉

仙台市泉区泉中央三丁目7-2 ☎(022)375-1333

セレモール 宮城野

仙台市宮城野区宮千代一丁目16-10 ☎(022)782-2220

セレモール 南光台

仙台市泉区南光台南3-1-7 ☎(022)388-3515

セレモール 小田原

仙台市宮城野区小田原一丁目7-28 ☎(022)292-3811(代)

セレモール 霞目

仙台市若林区遠見塚東8-15 ☎(022)781-0751(代)

セレモール 太白

仙台市太白区大野田字宮脇28 ☎(022)304-0355(代)

この印刷物は社団法人全日本冠婚葬祭互助協会の監修済みです。
(監修日：平成23年12月15日 監修番号No. 2-03409)

